# 高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

# 新 旧 対 照 表

新	III
第1条~第10条 (略)	第 1 条 ~ 第 10 条 (略)
第 11 条 (第 1 号、第 2 号 略) (削除) (3)補助事業の内容の変更をしようとするとき(軽微な変更を除く。)。	第 11 条 (第 1 号、第 2 号 略) (3)補助事業の期間を延長しようとするとき。 (4)補助事業の内容の変更をしようとするとき(軽微な変更を除 く。)。
第 12 条~第 15 条 (略)	第 12 条~第 15 条 (略)
(状況報告及び <u>繰越し</u> の申請) 第 16 条 補助事業者は、 <u>次項に該当する場合を除き、補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合又は</u> 知事から要求があった場合は、別記第7号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。 2 (略)	(状況報告及び <u>繰越</u> の申請) 第 16 条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、別記第7号様式に よる状況報告書を知事に提出しなければならない。 2 (略)
第 17 条~第 25 条 (略)	第 17 条~第 25 条 (略)
<ol> <li>この要綱は、平成21年8月4日から施行する。</li> <li>この要綱は、<u>今和5年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条、第20条から第22条まで及び第24条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</li> </ol>	

#### (中略)

### 附則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

#### <u>附 則</u>

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

#### 別表第1(第5条関係)

(1) 鉄道施設総合安全対策事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道	株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に 資する設備の整備等に係る 事業	中村線、宿毛線及びご 線の安全性の向上に資 備等に係る事業及び南 対策(改修工事(設計 に係る事業	する設備の整 海トラフ地震
補助 対象 経費	工事 費 事務 費	本工事費及び附帯工事費(補 直接要する経費に限る。) 補償費(補助対象設備の整備 限る。)	<ul><li>※消費税</li><li>は、補助</li><li>対象外と</li><li>する。</li></ul>	
補助金額		補助対象経費に <u>6</u> 分の1を 乗じて得た額以内の額	補助対象経費 <u>から国庫</u> <u>た額</u> に2分の1を乗じ の額	

### (2) 地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助哥	甫助事業者 とさでん交通株式会社 土佐くろしお鉄道株式会社			株式会社
路面電車の安全性の向上に 補助対象事業 資する設備の整備等に係る 備等に係る事業		中村線、宿毛線及びご 線の安全性の向上に資 備等に係る事業及び南 対策(改修工事(設計 に係る事業	する設備の整 海トラフ地震	
補助対象	看			※消費税 は、補助 対象外と
経費	事務 費	補償費及び調査費 (補助対象 する経費に限る。)	賞費及び調査費 (補助対象設備の整備に直接要る経費に限る。)	
補助金額		補助対象経費に <u>6</u> 分の1を 乗じて得た額以内の額	補助対象経費 <u>から国庫</u> <u>た額</u> に2分の1を乗じ の額	

#### (中略)

#### 附則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

(新設)

#### 別表第1(第5条関係)

(1) 鉄道施設総合安全対策事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事	補助事業者 とさでん交通株式会社 土佐くろしお鉄道材		株式会社	
補助対	象事業	路面電車の安全性の向上に 資する設備の整備等に係る 事業	備等に係る事業及び南海トラフ地 対策(改修工事(設計を除く。) に係る事業	
補助対象	工事 費	本工事費及び附帯工事費 (補 直接要する経費に限る。)	前助対象設備の整備に	※消費税 は、補助
対家 経費 事務 費		補償費(補助対象設備の整備 限る。)	<b>に直接要する経費に</b>	対象外と する。
補助金額		補助対象経費に <u>3</u> 分の1を 乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分のた額以内の額	1 を乗じて得

#### (2) 地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

補助事	補助事業者 とさでん交通株式会社 土佐くろしお鉄道		株式会社	
補助対	象事業	路面電車の安全性の向上に 資する設備の整備等に係る 事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり 線の安全性の向上に資する設備の整 備等に係る事業及び南海トラフ地震 対策(改修工事(設計を除く。)) に係る事業	
補助対象	工事費	本工事費(資産の購入を含む (補助対象設備の整備に直接 る。)		※消費税 は、補助 対象外と
経費 事務 費		補償費及び調査費(補助対象 する経費に限る。)	き設備の整備に直接要	する。
補助金額		補助対象経費に <u>3</u> 分の1を 乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の た額以内の額	1を乗じて得

# (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(交通サービスインバウンド対応支援事業)

補助事業者	とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき 実施されるLRTシステムの整備に 係る事業及び路面電車の訪日外国人 旅行者受入環境整備に資する車両設 備の整備等に係る事業	ごめん・なはり線の訪日外 国人旅行者受入環境整備に 資する車両設備の整備等に 係る事業
補助 対象 経費 費	本工事費(資産の購入 ※消費税は、補助対象	
補助金額	補助対象経費に <u>6</u> 分の1を乗じて得 た額以内の額	補助対象経費 <u>から国庫補助</u> <u>額を減じた額</u> に2分の1を 乗じて得た額以内の額

# (4) 鉄道施設総合安全対策事業(老朽化対策事業)

補助事業者	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事 業	ごめん・なはり線の老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・ 改良を行う事業
補助対象経 費	本工事費、附帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。
補助金額	補助対象経費 <u>から国庫補助額を減じた額</u> に2分の1を乗じて得た額以内 の額

#### (5) 地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業)

補助事 業者		四国旅客鉄道株式会社 土佐くろしお鉄道株式:	
補助対象事業		鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業(誘導用ブロックの整備等 バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業(駅舎 持合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)	
補助対象経費	工事費事務費	本工事費(資産の購入を含む。)、付帯 工事費(補助対象事業に直接要する経 費に限る。) 補償費及び事務費(補助対象事業に直 接要する経費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。

# (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(交通サービスインバウンド対応支援事業)

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車のLRT整備計画に基づき 実施されるLRTシステムの整備に 係る事業及び路面電車の訪日外国人 旅行者受入環境整備に資する車両設 備の整備等に係る事業	ごめん・なはり線の訪日外 国人旅行者受入環境整備に 資する車両設備の整備等に 係る事業
補助 対象 経費	工事費	本工事費(資産の購 <i>7</i> ※消費税は、補助対象	
補助金額		補助対象経費に <u>3</u> 分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を 乗じて得た額以内の額

# (4) 鉄道施設総合安全対策事業(老朽化対策事業)

補助事業者	土佐くろしお鉄道株式会社			
補助対象事 業	ごめん・なはり線の老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・ 改良を行う事業			
補助対象経 費	本工事費、附帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。			
補助金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額			

#### (5) 地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業)

補助事 業者		四国旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社	
無期対象事業 鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る ボリア解消に資する待合・乗継環境の向 待合施設、情報提供案内板、ホームページ		バリア解消に資する待合・乗継環境の	つ向上、情報提供に係る事業(駅舎、	
補助対象	工事費	本工事費(資産の購入を含む。)、付帯 工事費(補助対象事業に直接要する経 費に限る。)	※消費税は、補助対象外とする。	
象経費	事務費	補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)		

	補助対象経費に6分の1を乗じて得た 額以内の額	補助対象経費 <u>から国庫補助額を減じた額</u> に2分の1を乗じて得た額以内の額			補助対象経費に6分の1を乗じて得た 額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得 た額以内の額
--	----------------------------	---	--	--	----------------------------	----------------------------

# (6) 観光振興事業 (公共交通利用環境の革新等事業)

補助 者		とさでん交通株式会社		
補助		路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		
補助対	工事費	本工事費(資産の購入を含む。)及び付帯工事費	※消費税 は、補助	
象経費	事務費	補償費	対象外と する。	
補助金額		補助対象経費に <u>6</u> 分の1を乗じて得た額以内の額		

別表第2 略

#### (6) 観光振興事業 (公共交通利用環境の革新等事業)

0 / 概九1版英事来(五六文地刊用來苑》中初寺事来/							
	補助事業 者		とさでん交通株式会社				
補助対事業			路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業				
	補助対	工事費	本工事費(資産の購入を含む。)及び付帯工事費	※消費税 は、補助			
	象 経 費	事務費	補償費	対象外と する。			
補助金額		金額	補助対象経費に <u>3</u> 分の1を乗じて得た額以内の額				

別表第2 略